

鳥取県告示第565号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成21年9月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

第53回鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県文化観光局文化政策課

主幹 大呂 英樹

副主幹 野坂 明正

主事 井上 正樹

3 委任期間

平成21年9月6日から同月11日まで